

# 10月より入会キャンペーン実施中！ 青色申告の普及・会員増強運動にご協力ください！

**青色申告会はこんな団体です。**戦後の税務行政がまだ混沌とするなか、「正直者がバカを見ない」ための納税者の団体として、昭和25年に様々な事業を営んでいる個人事業主が集まり、みんなで自主的に作った団体です。以来、会員の持ち寄った会費と役員（無報酬です）の献身的な労力の提供により、数多くの難関を乗り越え、税制改正の要望運動を展開し、不合理・不公平を是正し、個人事業主のための多くの成果を勝ち取って発展してまいりました。会発足60年を経過し、青色申告会は時代のニーズを的確に捉えた各種活動と会員サービスを展開し、現在では、全国で100万人、川崎南税務署管内（川崎区・幸区）では約3,700人の様々な業種、業態の方が加入し、互いに研鑽に励んでいます。



## 青色申告会では、次のような活動をしています

### 【税制改正運動】

青色申告者の声を集約し、国や地方、関係機関等に積極的に提案しています。

### 【記帳・決算申告相談】

開業時はもちろん、毎日の帳簿のつけ方や正しい決算のやり方まで、全力でサポート（個別相談方式）いたします。もちろん、源泉徴収や年末調整、消費税申告、パソコン会計もしっかりフォローいたします。

また、各種説明会・研修会も定期的を開催しております。



### 【e-Tax 送信サポート】

e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進や、会員様向けに送信サポートを行っております。

### 【各種相談業務】

ビジネスや生活の様々なシーンにおいて発生する法律上の問題点について、弁護士・税理士による相談を無料で受けられます。



### 【会員福利事業】

事業主や従業員のための国の退職金制度や、個人で加入するより割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。

また、セレモニアグループでの葬祭サービスもご利用できます。

### 【親睦レクリエーション】

旅行や各種レクリエーションを実施しています。様々な業種の会員が集まることで有益な情報交換ができます。

### 【融資制度】

無担保・無保証人の株日本政策金融公庫の有利な融資制度をご紹介します。

## 青色申告をすると、次のようなメリットがあります

### 【青色事業専従者給与】

生計を一にしている配偶者やその他の親族が、納税者の経営する事業に専ら従事した場合、一定の要件の下で支払われた給与の額を必要経費として計上することができます（事前に届出書が必要となります）。

### 【65万円の青色申告特別控除】

青色申告者が取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記録し、期限内に確定申告書と一緒に損益計算書と貸借対照表等を提出すると、65万円を不動産所得または事業所得の金額から控除できます。貸借対照表を提出しない人や小規模な不動産所得者は10万円の控除となります。

### 【少額減価償却資産の特例】

ある年に30万円未満の事業用の減価償却資産を取得した場合、その取得価額の全額を必要経費に算入することができます（算入できる金額は、その年分において取得した資産の合計額が300万円を限度とします）。

### 【純損失の繰越控除】

ある年に生じた赤字（純損失）の金額を、その翌年から3年間にわたり各年の



この他にも約60項目の特典があります。

※入会キャンペーンの詳細につきましては、事務局へご連絡ください。